三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行						改正案					
第1条 省略						第1条 省略					
(設置)						(設置)					
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。						第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					
附属機関 の属する 執行機関	附属機関の 名称	担任事務	委員定数	任期		附属機関 の属する 執行機関	附属機関の 名称	担任事務	委員定数	任期	
市長	省略					市長 省略					
	三田市まち づくり基本 条例住民投 票制度検討 委員会	住民投票制度に関する事項につい ての調査審議	8人以内	諮問に係る審議が 終了するまで							
	づくり基本 条例進捗管	三田市まちづくり基本条例(平成 24 年三田市条例第35号)において 検討することとされている事項に ついての進捗管理	5 人以内	諮問に係る審議が 終了するまで			づくり基本	三田市まちづくり基本条例(平成 24 年三田市条例第35号)において 検討することとされている事項に ついての進捗管理	5 人以内	諮問に係る審議が 終了するまで	
	省略						省略				
	づくり基本 条例監査の あり方等委	監査制度の充実及びオンブズパー ソン(三田市まちづくり基本条例第 42 条に規定するオンブズパーソン をいう。)に関する条例の制定に関 する事項についての調査審議	5 人以内	諮問に係る審議が 終了するまで							
	三田市倫理審査会	(1) 三田市職員倫理条例(平成 18 年三田市条例第 36 号。以下次号 及び第 3 号において「条例」とい う。) 第 7 条に規定する報告書に 関する事項についての調査審議 (2) 条例第10条第1項に規定する 記録に関する事項についての調 査審議 (3) 条例の運用に関する事項につ いて意見を述べること。	3 人以内	2年			三田市倫理審査会	(1) 三田市職員倫理条例(平成 18 年三田市条例第 36 号。以下次号 及び第 3 号において「条例」とい う。)第 7 条に規定する報告書に 関する事項についての調査審議 (2) 条例第10条第1項に規定する 記録に関する事項についての調 査審議 (3) 条例の運用に関する事項につ いて意見を述べること。	3 人以内	2年	
	省略					省略					
省略						省略					
						以下省略					